

4.14 景観

4.14.1 調査

(1) 調査の内容と調査目的

想定対象事業実施区域及びその周辺は水田、山地、河川等であり、新たな建築物・構造物の出現により、周辺景観に影響を与える可能性があるため、景観について現況を把握する。

(2) 調査の方法及び調査期間等

調査の方法及び調査期間等を表 4.14-1 に示す。

表 4.14-1 景観の現地調査の方法及び調査期間等

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
景観資源・構成要素 主要な景観	現地写真撮影等	3回/年（繁茂季、落葉季及び桜開花季）	5地点 (図 4.14-1 参照)

(3) 調査地点

景観の調査地点の選定理由を表 4.14-2 に整理した。

表 4.14-2 調査地点と選定理由

調査項目	調査地点	調査地点の選定理由	
眺望の状況	St. 1	この地点は、想定対象事業実施区域より西側約 0.4km 地点に位置し、天伯社への参拝者等による景観場(シーン景観)として選定した。	シーン景観(近景※ ¹) 天伯社付近
	St. 2	この地点は、想定対象事業実施区域より北東側約 0.5km 地点に位置し、県道西伊那線を通る車窓景観場(シークエンス景観)として選定した。	シークエンス景観 三峰川橋北側 (県道西伊那線)
	St. 3	この地点は、想定対象事業実施区域の三峰川対岸を東西に走る右岸側堤防を利用しているサイクリング及びジョギングロードであり、北西約 1km 地点をシークエンス景観として選定した。	シークエンス景観 三峰川サイクリング・ジョギングロード
	St. 4	この地点は、想定対象事業実施区域より北側約 1km 地点に位置する上原公民館周辺からのシーン景観であり、地域住民が集まる場所として選定した。	シーン景観(中景) 上原公民館周辺
	St. 5	この地点は、想定対象事業実施区域より東側約 4km 地点に位置し、高遠城址公園からのシーン景観であり、地域住民の他、市外地からの観光客が集まる場所として選定した。	シーン景観(遠景) 高遠城址公園

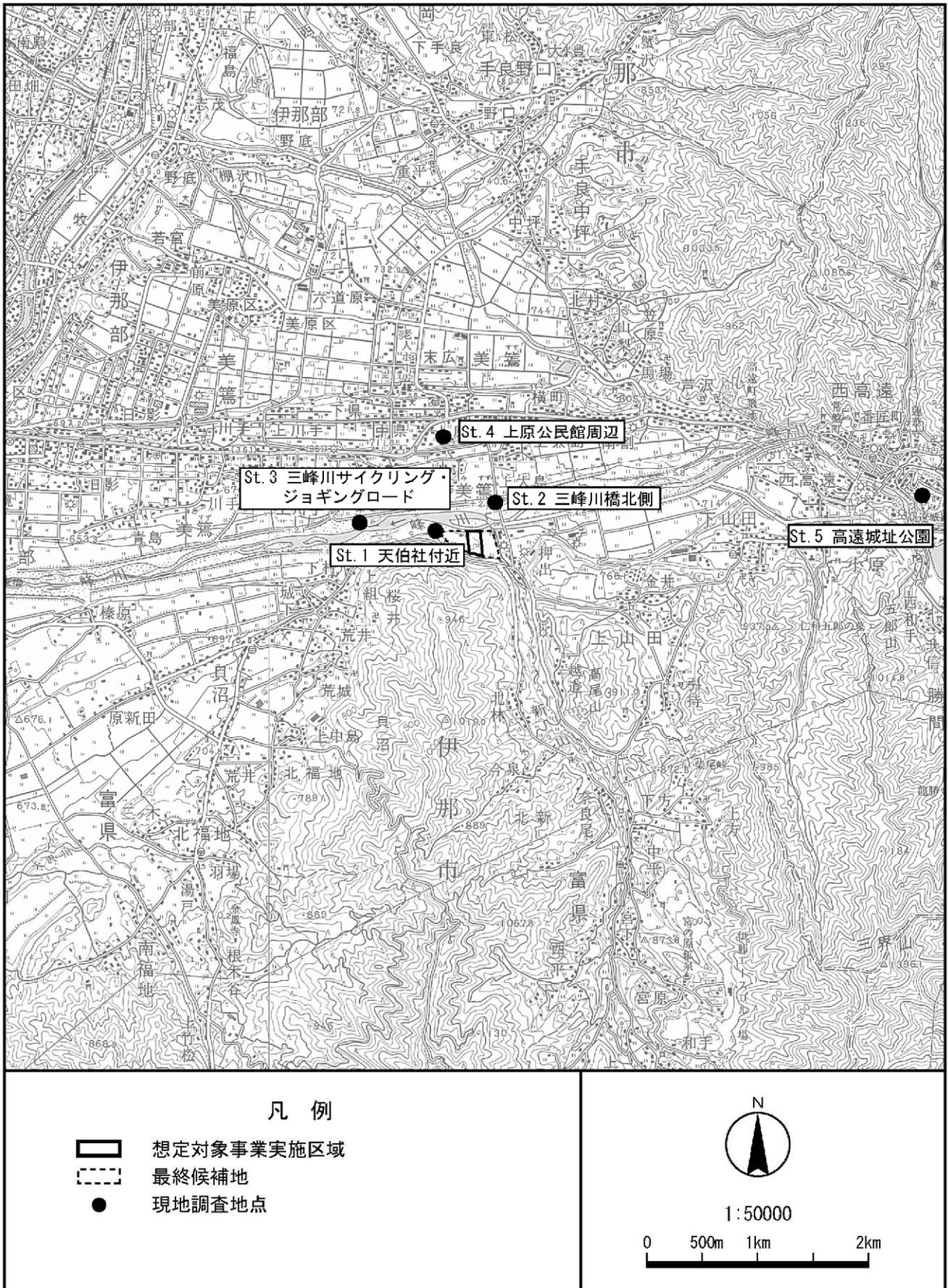
1) 調査時期

景観の調査時期は表 4.14-3 に示すように、繁茂季、落葉季及び桜開花季の 3 期に実施した。

表 4.14-3 景観調査実施時期

調査時期	実施時期
繁茂季	平成 23 年 8 月 13 日 (土)
落葉季	平成 23 年 12 月 18 日 (日)
桜開花季	平成 24 年 4 月 21 日 (土)

※¹ 近景・中景・遠景：影響調査における景観については、視点場からの距離により、近景(視点場からの距離が概ね 0.1km~0.5km)、中景(視点場からの距離が概ね 0.5km~2.0km)、遠景(視点場からの距離が概ね 2.0km~5.0km)の 3 つに分類されている。



この地図は、国土交通省国土地理院発行の5万分の1地形図を基に作成した。

図 4.14-1 景観の現地調査地点

(4) 調査結果

1) 景観資源及び構成要素

① 地形的特徴

最終候補地の周辺は、南側から西側は、標高 1,331m の高鳥谷（たかずや）山から伸びる尾根が迫っており、北側には三峰川が東から西に流れ、対岸は河岸段丘地形となっている。また、東側は、新山川対岸は上山田地区の台地状の地形、新山川上流は比較的狭い谷地形となっている。

このため、最終候補地周辺の地形は、三峰川以北では比較的眺望が開けているのに対し、南側は入り組んだ地形となっており眺望は比較的閉ざされている。

② 植生・土地利用の状況

最終候補地の土地利用はほとんどが水田等の農地となっている。最終候補地周辺では、南側から西側の尾根は樹林、北側には三峰川の水面及び河川敷、東側は新山川対岸に食品工場等の事業場及び押出地区の住宅等が存在する。また、西側の樹林には天伯社が存在する。三峰川堤防上には、三峰川サイクリング・ジョギングロードがあり、三峰川橋を渡り対岸堤防上へ続いている。眺望が開けた北側においては、三峰川右岸堤防を隔てて三峰川右岸道路が走っている。また、三峰川右岸道路以北には水田が広がり、上大島地区の住宅が存在する。さらにその北側は河岸段丘の斜面の針葉樹林が存在する。

2) 主要な眺望点からの景観

繁茂季、落葉季及び桜開花季における主要な眺望点からの景観の状況を表 4.14-4 及び図 4.14-2(1)～(5)に示す。

表 4.14-4 主要な眺望点からの景観状況

調査地点	主要な眺望点からの景観の状況
St.1 天伯社付近	天伯社の西側から想定対象事業実施区域を眺望できる調査地点である。 景観特性は、想定対象事業実施区域及び手前の水田により構成される田園景観となっている。 想定対象事業実施区域手前側の河岸段丘の樹木は常緑針葉樹であるため、繁茂季と落葉季・桜開花季での視界の変化はほとんどない。
St.2 三峰川橋北側	三峰川橋北側から三峰川越しに想定対象事業実施区域を眺望できる地点である。 景観特性は、三峰川の河川景観、高鳥谷山の山地景観により構成される自然的景観となっている。 落葉季には河川敷の高木 1 本が落葉することで、想定対象事業実施区域に対する視界がわずかに変化する。
St.3 三峰川サイクリング・ジョギングロード	三峰川サイクリング・ジョギングロードから三峰川上流方向を眺望する地点である。 想定対象事業実施区域は天伯社周辺の樹林に遮られ眺望することはできない。 景観特性は、三峰川の河川景観を主体とし、背景が高鳥谷山及び南アルプスに続く山地景観となっている。 天伯社周辺の樹林は常緑樹であるため、落葉季にあっても視界の変化はほとんどない。
St.4 上原公民館周辺	三峰川右岸の河岸段丘上にある上原公民館の南側から想定対象事業実施区域を眺望できる調査地点である。 景観特性は、三峰川右岸の水田、集落により構成される田園景観を主体とし、背景が高鳥谷山及び南アルプスに続く山地景観となっている。
St.5 高遠城址公園	高遠城址公園の白兔橋上から想定対象事業実施区域がある西側方向を眺望する眺望地点である。高遠城址公園は桜をはじめとする落葉広葉樹が茂っており、西側方向を見通せる眺望地点は非常に限られ、白兔橋上が最も西側への視界が開けた地点である。ただし、想定対象事業実施区域は手前の丘陵地に遮られ眺望することはできない。 樹木の間から眺望できる景観特性は、県道沢渡高遠線沿いに分布する住居、商業施設からなる市街地景観を主体とし、背景が中央アルプスの山地景観となっている。



【繁茂季】



【落葉季】



【桜開花季】

図 4.14-2(1) St.1 からの眺望の状況



【繁茂季】



【落葉季】



【桜開花季】

図 4.14-2(2) St. 2 からの眺望の状況



【繁茂季】



【落葉季】



【桜開花季】

図 4. 14-2(3) St. 3 からの眺望の状況



【繁茂季】



【落葉季】



【桜開花季】

図 4.14-2(4) St. 4 からの眺望の状況



【繁茂季】



【落葉季】



【桜開花季】

図 4.14-2(5) St. 5 からの眺望の状況

4.14.2 予測及び評価の結果

(1) 予測

1) 予測の内容

施設の存在に伴い景観への直接的・間接的影響が考えられる。このため、景観への影響を予測した。

2) 予測の方法及び予測対象時期等

予測の方法及び予測対象時期等を表 4.14-5 に示す。

表 4.14-5 景観の予測の方法及び予測対象時期等

影響要因	予測項目	予測方法	予測対象時期	予測地域・地点
建築物・工作物等の存在	景観資源・構成要素、主要な景観	直接的・間接的影響による変化の程度又は消滅の有無について、フォトモンタージュ法により予測した。	施設の稼働が通常の状態に達した時期	調査地点に準じた。

3) 予測地点

予測地点は現地調査を行った5地点とした。

(2) 建築物・工作物等の存在による影響

1) 予測項目

予測項目は、景観資源・構成要素、主要な景観とした。

2) 予測地域及び地点

予測地点は、現地調査の5地点とした。

3) 予測対象時期

予測対象時期は、施設が立地し定常的に稼働する時期とした。

4) 予測方法

① 予測手法

存在・供用による影響のうち、建築物・工作物の存在については、事業計画に基づき景観予測図(フォトモンタージュ)の作成による検討を行い、主要な眺望景観の変化を予測する手法とした。

② 予測条件の設定

本事業において、煙突や建物の外観、外構計画及び緑化計画についての事業計画は決定していないが、最大の幅と高さを想定して形状と配置を図 4.14-3~4 のように設定した。また、外壁の色彩、意匠等については今後具体化していくことになるが、予測条件は淡色とした。

現地調査において現況把握した「繁茂季」、「落葉季」、「桜開花季」の3季について景観予測図を作成し予測した。

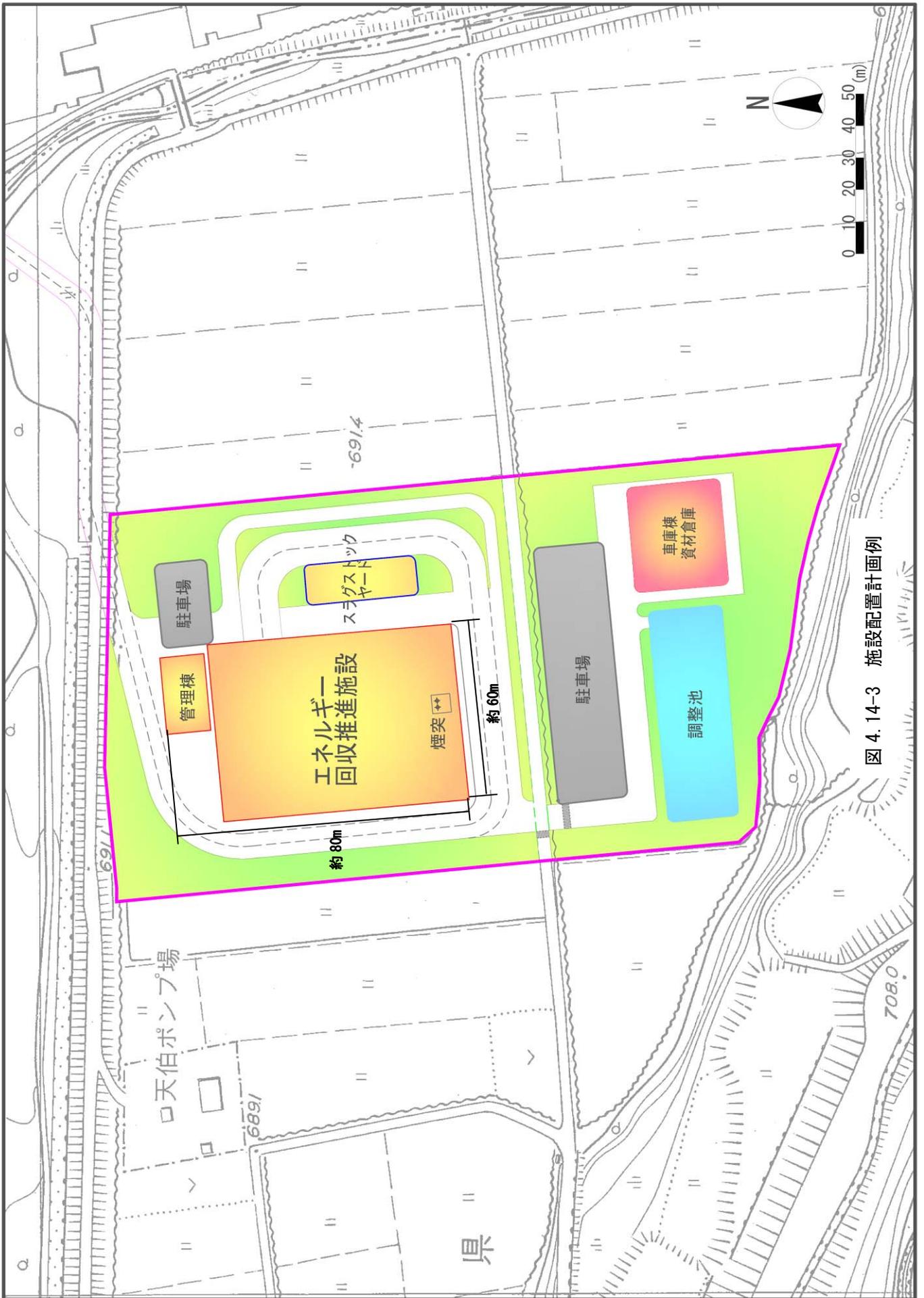


図 4.14-3 施設配置計画例

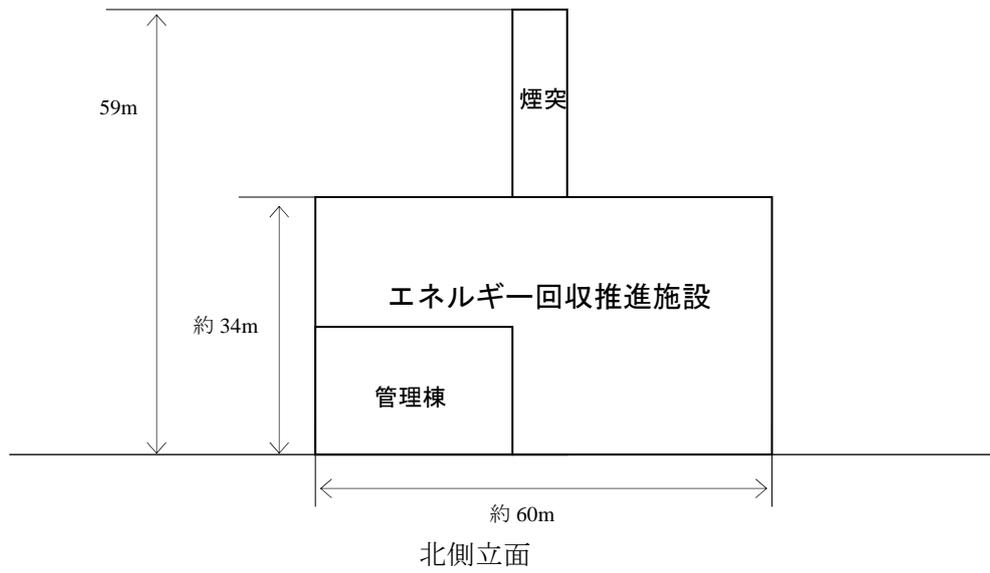
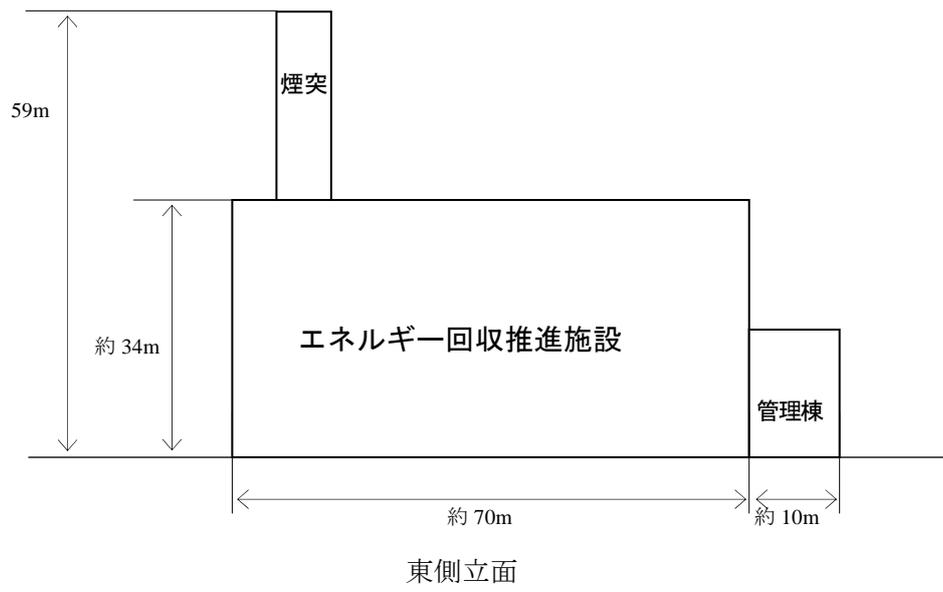


図 4.14-4 施設概略立面図

5) 予測結果

① 建築物・工作物の存在

本事業においては、地形の改変及び樹林地の伐採などは行わないため、景観に及ぼす影響としてはエネルギー回収推進施設等の建築物の存在が主要な要因となる。

エネルギー回収推進施設の存在により、景観資源・景観構成要素及び主要な景観に及ぼす影響について、表 4.14-6 及び図 4.14-5(1)～(10)に示す。

表 4.14-6 景観の予測結果

調査地点	想定対象事業 実施区域 からの距離	景観資源・景観構成要素及び主要な景観に及ぼす影響
St. 1	約0.4km	エネルギー回収推進施設の西面、煙突等が視認される。現況の田園景観に人工物が出現すること、煙突が背景の山並みより高くみえることより、現況の景観を変化させると予測する。
St. 2	約0.5km	エネルギー回収推進施設の東及び北面、煙突、管理棟が視認される。現況の河川景観、山地景観に人工物が出現することで現況の景観を変化させると予測する。
St. 3	約1km	エネルギー回収推進施設の西面、煙突等が手前の樹林越しにわずかに視認される程度であり、現況の河川景観及び山地景観の変化はほとんどないと予測する。
St. 4	約1km	エネルギー回収推進施設の北及び西面、煙突、管理棟が集落越しに視認される。田園景観及び山地景観に人工物が出現することで、現況の景観を変化させると予測する。
St. 5	約4km	県道沢渡高遠線の延長方向に煙突頭頂部がわずかに視認される。ただし、県道沢渡高遠線沿道に存在する住宅、商業施設等の人工物にまぎれ込むため、煙突頭頂部の出現が景観に及ぼす影響はほとんどないと予測する。

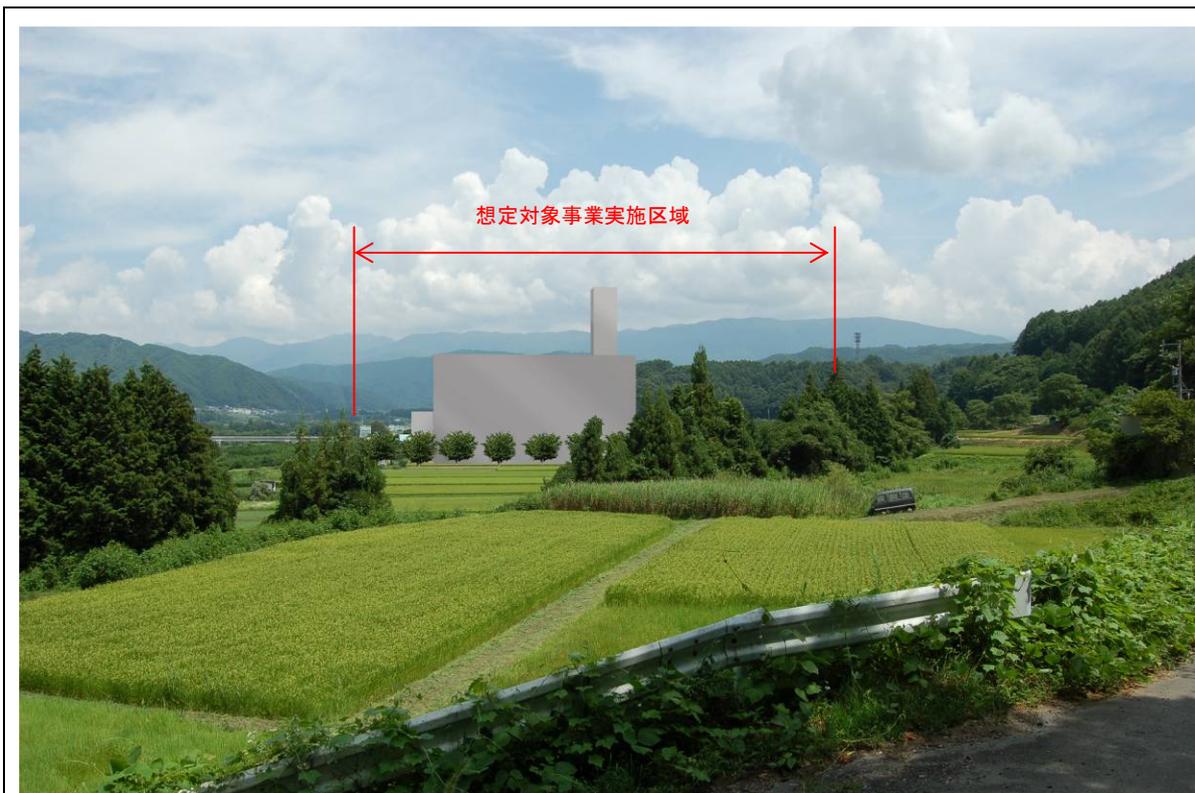


現況(桜開花季)

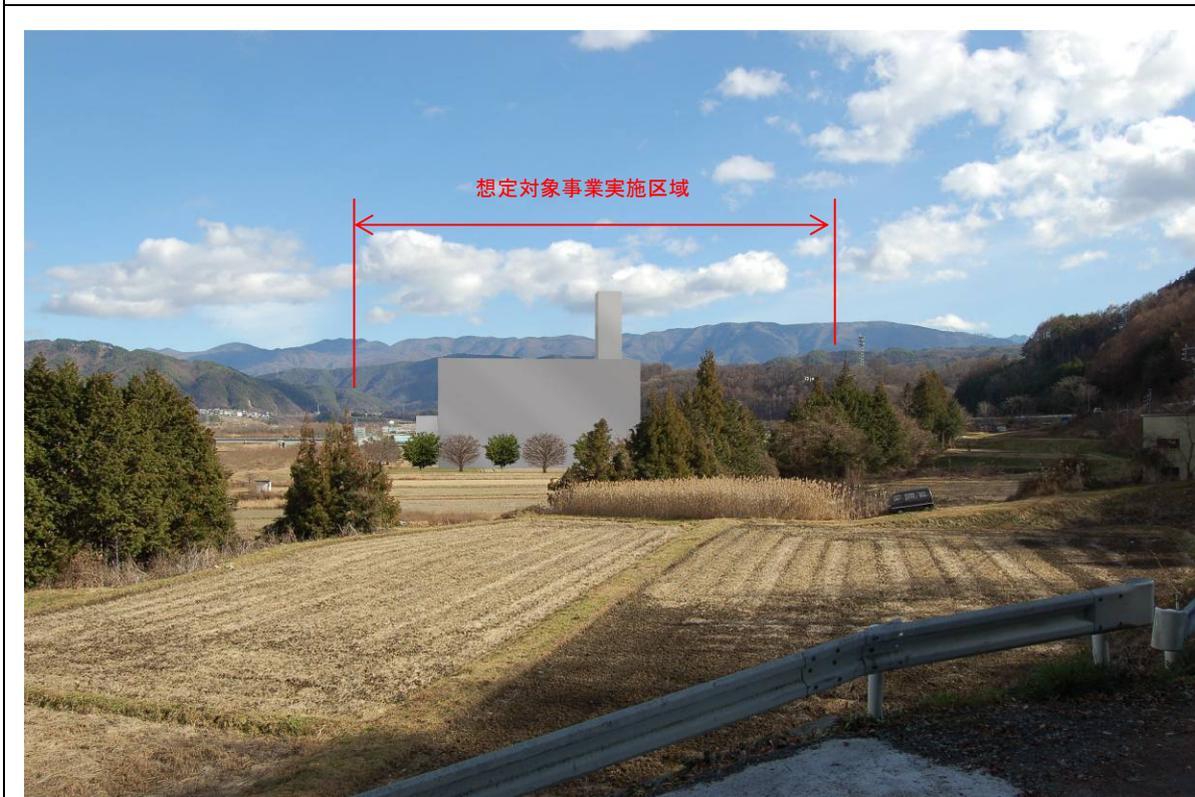


存在・供用時(桜開花季)

図 4. 14-5 (1) St. 1 天伯社付近からの眺望状況の変化 (現況・桜開花季)



存在・供用時(繁茂季)



存在・供用時(落葉季)

図 4. 14-5 (2) St. 1 天伯社付近からの眺望状況の変化 (繁茂季・落葉季)

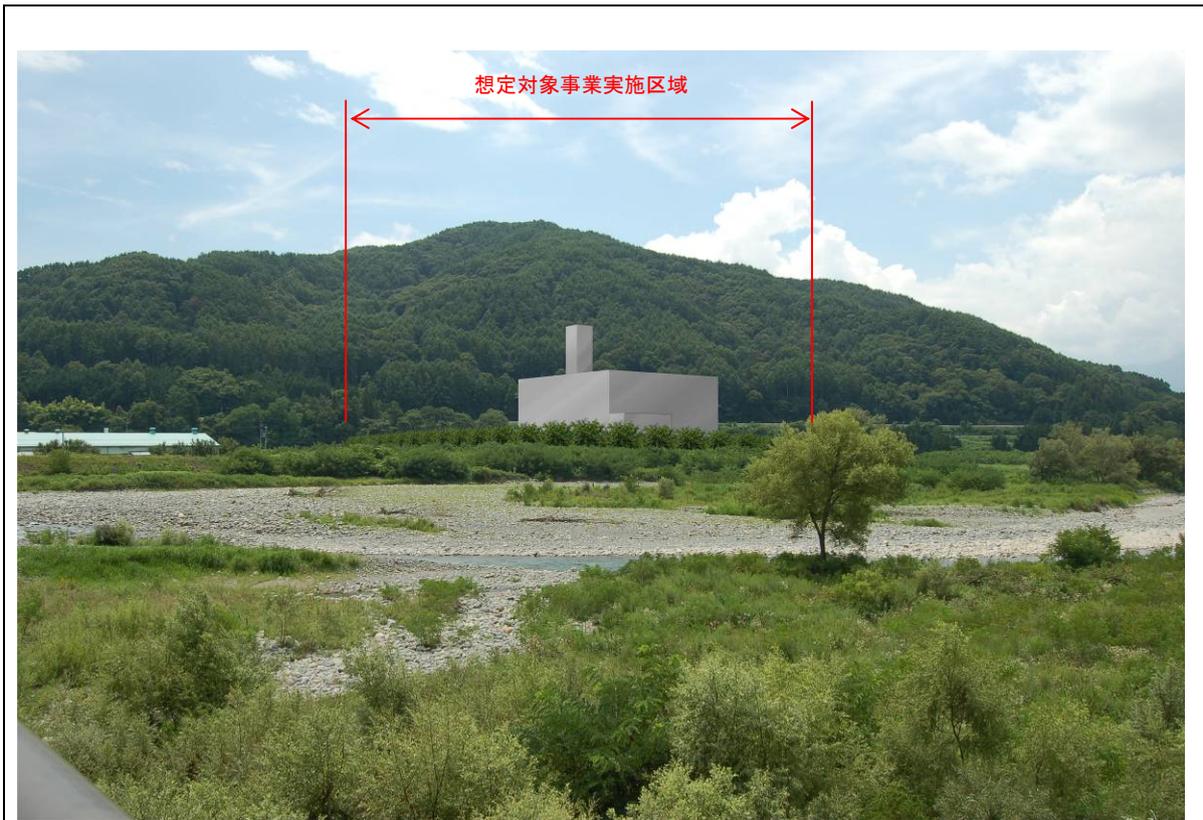


現況（桜開花季）



存在・供用時（桜開花季）

図 4.14-5(3) St. 2 三峰川橋北側からの眺望状況の変化（現況・桜開花季）



存在・供用時（繁茂季）



存在・供用時（落葉季）

図 4.14-5(4) St. 2 三峰川橋北側からの眺望状況の変化（繁茂季・落葉季）



現況（桜開花季）



存在・供用時（桜開花季）

図 4. 14-5 (5) St. 3 三峰川サイクリング・ジョギングロードからの眺望状況の変化（現況・桜開花季）



存在・供用時（繁茂季）



存在・供用時（落葉季）

図 4. 14-5 (6) St. 3 三峰川サイクリング・ジョギングロードからの眺望状況の変化（繁茂季・落葉季）



現況（桜開花季）



存在・供用時（桜開花季）

図 4.14-5(7) St. 4 上原公民館周辺からの眺望状況の変化（現況・桜開花季）



存在・供用時（繁茂季）



存在・供用時（落葉季）

図 4.14-5(8) St. 4 上原公民館周辺からの眺望状況の変化（繁茂季・落葉季）



現況（桜開花季）



存在・供用時（桜開花季）

図 4.14-5(9) St.5 高遠城址公園からの眺望状況の変化（現況・桜開花季）



存在・供用時（繁茂季）



存在・供用時（落葉季）

図 4. 14-5(10) St. 5 高遠城址公園からの眺望状況の変化（繁茂季・落葉季）

6) 環境保全措置の内容と経緯

施設の存在による眺望景観への影響を緩和するためには、現時点で決定していない施設の外壁等の色彩計画などの検討にあたって、環境に配慮したものとしていく。そこで、本事業の実施においては、できる限り環境への影響を緩和させるものとし、表 4.14-7 に示す環境保全措置を実施する。

表 4.14-7 環境保全措置(存在・供用による影響)

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置による効果
周辺の地形と調和するようなエネルギー回収推進施設の形状の検討	エネルギー回収推進施設の施設形状の検討にあたっては、周辺の地形等と調和する形状となるよう内部の設備・機器の配置に応じて、階段状に低くしていくなどの検討を行い、周辺景観に及ぼす影響を軽減させる。	最小化
施設外壁等の色彩への配慮	施設外壁の色彩の選択にあたっては、周辺の景観に配慮しながら、地域において違和感のない色を選択する。	最小化
周辺景観と調和する緑化の実施	施設外周部に周囲の景観に配慮した樹種により緑化を行うことで、景観に及ぼす影響を緩和させる。 特に広範囲から視認できる想定対象事業実施区域の東側、北側については周辺景観に配慮した緑化を行う。	低減

【環境保全措置の種類】

- 回避：全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。
- 最小化：実施規模又は程度を制限すること等により、影響を最小化する。
- 修正：影響を受けた環境を修復、回復又は復元すること等により、影響を修正する。
- 低減：継続的な保護又は維持活動を行うこと等により、影響を低減する。
- 代償：代用的な資源もしくは環境で置き換え、又は提供すること等により、影響を代償する。

7) 評価方法

評価の方法は、調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、景観に及ぼす影響が、実行可能な範囲内でできる限り緩和されているかどうかを検討した。

8) 評価結果

① 環境への影響の緩和に係る評価

事業の実施にあたっては、「6) 環境保全措置の内容と経緯」に示したように、現時点で決定していない施設の形状、外壁の色彩・意匠などの検討にあたって、周辺景観と調和するものとしていく。

また、施設外周部に周辺景観と調和する緑化を実施していくことで、景観に及ぼす影響をできる限り緩和していく。

以上のことから、建築物・工作物の存在による景観への影響については、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。